監査の品質管理に関する
検　査　指　摘　事　例　集

平　成　２３　年　７　月

公認会計士・監査審査会

［ 目次 ］

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．業務管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２．職業倫理及び独立性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

３．監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任・・・・・・・10

４．監査契約の新規の締結及び更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

５．監査業務の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

６．監査調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

７．監査業務に係る審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

８．品質管理のシステムの監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

９．共同監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年４月の発足以降、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保する観点から、監査事務所に対する検査を実施してきた。

審査会の検査においては、業務管理体制、職業倫理及び独立性、監査実施者の採用等、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視、共同監査など、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っている。

本事例集は、検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組を促し、監査の信頼性及び資本市場の透明性を確保し、公益に資することを目的としている。本事例集においては、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、審査会として、一般的に生じがちな問題点に関し、監査事務所における品質管理の向上を図る上で、参照することが有益であると考えている事項を掲載している（注１）。

本年の改訂においては、平成 22 年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準・監査基準の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行った。

審査会としては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考に、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上のため、一層の努力がなされることを期待している（注２）（注３）。

（注１）本事例集においては、改善に向けての取組の参考として、可能な限り、指摘事例の背景・原因などについても言及することとしている。また、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りの変更を行っているほか、指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主な規定を記載している。

（注２）日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会年次報告書」において「改善勧告事項の概要」などとして紹介されているので、本事例集と併せて参照されたい。

（注３）いわゆる文書化に関する不備については、本事例集に掲載した事例以外にも、実施し

た手続、判断の過程や結論が適切に記録されていない事例が検査において多数みられている。各監査事務所においては、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施並びに監査報告書の発行に至るまでの監査のプロセスに関し、十分かつ適切な記録を作成する必要があることに、今一度、留意する必要がある。

（用語の定義）

○「法」　：公認会計士法
○「令」　：公認会計士法施行令
○「規則」：公認会計士法施行規則
○「監査事務所」：監査法人又は個人事務所
○「地方事務所」：監査法人における「従たる事務所」
○「独立性の確認書」：独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書
○「ＣＰＥ」：継続的専門研修
○「協会」：日本公認会計士協会

１．業務管理体制

（１）業務運営全般

・　当監査法人の業務運営は、監査法人としての具体的な方針及び手続が整備されていない中で、複数のグループに分かれ、それぞれのグループにおいて監査契約の新規受嘱や審査等の業務が行われている。このため、以下のとおり、品質管理のシステム全般にわたり多数の不備がみられるなど、監査法人としての組織的な業務運営が行われていない。【平成 21 年度検査】

ｱ)　監査法人の品質管理のシステムに関する内部規程の整備が行われていないほか、監査の実施に関する具体的な方針及び手続が定められていない。

ｲ)　監査業務に係る審査が実施されていない業務があり、また、品質管理のシステムの監視が実施されていない。

ｳ)　協会の品質管理レビューにおける指摘事項について、具体的な改善計画を策定しておらず、また、監査実施者に対する指摘事項の改善指示等を徹底していない。

・　最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、監査法人としての適正な業務運営を確保するための指示等や監査業務の品質を合理的に確保するための監査実施者の配置の検討を行っておらず、監査業務を行うために必要な要員が確保されていない。また、最高経営責任者等として、監査の基準において求められている、監査業務の品質管理に関する必要な指示及び監督をほとんど行っていないほか、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視が実効性をもって実施されていない。【平成 21 年度検査】

・　品質管理のシステムの運用状況を把握するための具体的な措置が講じられていないことなどから、地方事務所における監査契約の締結状況、品質管理のシステムの監視結果等の把握が不十分である。【平成 22 年度検査】

（２）品質管理に関する責任

・　品質管理のシステムの整備及び運用について、最高経営責任者は、品質管理担当責任者に対し具体的な指示をしておらず、また、品質管理担当責任者が実施している品質管理に関する業務を具体的に検証していないなど、品質管理担当責任者に任せきりにし、その職責を果たしていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13・15 項）

・　品質管理担当責任者は、監査業務の業務執行社員を兼務するとともに、法人全

体の品質管理を一人で行っており、品質管理に関する業務に必要な時間や人員が確保されていない。また、品質管理に関する最終的な責任を負っている社員会等は、品質管理担当責任者による品質管理に関する業務の実施状況の把握や具体的な指示を行っていない。【平成 22 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13・15 項）

・　品質管理に関する最終的な責任を負っている社員会等は、品質管理担当責任者の品質管理に関する業務内容を明確に定めていないほか、その実施状況を把握するための具体的な措置を講じていない。

また、品質管理担当責任者は、品質管理担当部門の社員や職員に対し担当業務を具体的に明示していないほか、法人における品質管理の状況を十分に把握していない。【平成 22 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13・15 項）

・　社員会、最高経営責任者及び品質管理担当責任者の役割等が不明確であったことから、それぞれの指示監督が不十分となり、法令等遵守態勢、情報管理態勢、日常的監視、内部規程の整備・周知及び監査調書の管理などに不備がみられる。【平成 21 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 11～15 項）

（３）規程等の整備

・　意思決定機関である社員会について、招集手続、定足数及び議決方法などの規程を整備していない。【平成 20 年度検査】

・　内部規程の整備に関し、以下のような不備事例がみられる。

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12・48・49 項）

ｱ)　法令の改廃に合わせた規程の改訂がなされていない。【平成 22 年度検査】

ｲ)　監査マニュアルにおいて、平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から実施されている棚卸資産の評価に関する会計基準に関する項目が定められていないなど、会計基準等の改正に応じた改訂がなされていない。【平成 22 年度検査】

・　監査マニュアル等が一部の監査実施者に配付されておらず、また、監査法人が当該状況を把握していないなど、監査マニュアル等の周知が不十分である。【平成 21 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項）

・　品質管理のシステムに係る方針及び手続を定めた「監査の品質管理規程」を監

査実施者に配付するとともに、新規採用時及び当該規程の更新時にその内容を説明することとしているにもかかわらず、品質管理担当者は、新規採用時及び内部規程等の更新時にその内容を説明していない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項）

（４）法令諸基準の遵守

①　定款に記載のない業務提供

・　定款において、監査証明業務のみを行うこととしているにもかかわらず、非監査証明業務を行っている。【平成 22 年度検査】
（法第 34 条の５）

・　企業再編コンサルティング等の非監査証明業務について、定款に定めがないにもかかわらず、監査法人のウェブサイトにおいて、専門スタッフを有して業務提供をすることができると記載している。【平成 20 年度検査】
（倫理規則第 25 条）

②　同時提供の禁止

・　連結財務諸表に関する監査において、被監査会社から事前に資料を入手して、連結財務諸表の数値を算出し、被監査会社に提供するなど、財務書類の調製に関する業務を行っている。【平成 19 年度検査】
（法第２条第２項、第 24 条の２、第 34 条の 11 の２、規則第６条第１号）

・　当監査法人の代表者が、株式の大部分を自らが所有しているコンサルティング会社が関連会社に該当することを見落としていることから、当該関連会社が「会計帳簿の記帳代行その他の財務書類の調製に関する業務」を提供している会社に対し、同時提供の禁止の規程に反して、監査証明業務を提供していることに気付いていない。【平成 20 年度検査】
（法第２条第２項、第 24 条の２、第 34 条の 11 の２、令第７条第２項第１号、規則第３条、第５条、第６条）

・　監査証明業務と非監査証明業務の同時提供を禁じた法第 34 条の 11 の２に抵触するか否かの判断を、新たに非監査証明業務又は監査証明業務を提供することとなる社員個人に委ね、監査法人として、同時提供に関する確認・検証を行っていない。【平成 21 年度検査】
（法第 34 条の 11 の２第１項）

③　就職制限に係る手続

・　業務執行社員の脱退に際し、当該業務執行社員が関与した会計期間及び翌会計期間の終了する日までの間、被監査会社の取締役、監査役等に就任することを制限することについて、誓約書を入手していない。【平成 21 年度検査】
（法第 28 条の２、第 34 条の 14 の２）

④　業務報告書等の提出

・　法定書類の正確性を確保するための措置が講じられていないことなどから、提出された業務報告書に誤記載がみられる。【平成 22 年度検査】
（法第 34 条の 16 第２項、規則第 38 条）

・　法定書類の提出状況を把握するための措置が講じられていないことなどから、財務諸表等の監査に係る概要書等が法定提出期限内に提出されていない。【平成 21 年度検査】
（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第５条第３項第１号）

（５）情報管理

①　情報セキュリティ

・　情報セキュリティ･ポリシー等が策定されていないなど、監査業務等に係る情報セキュリティ管理体制が整備されていない。【平成 21 年度検査】
（法第 34 条の 13 第３項、第 34 条の 14 の３、規則第 26 条、倫理規則第６条第５項）

・　監査実施者が使用する法人貸与のコンピュータについて、パスワードの設定・管理に関する具体的手続を定めていないほか、監査実施者によるパスワードの設定状況等を把握していない。また、当該コンピュータに保存されている被監査会社等に関する電子データ等について、その具体的な管理方法を定めていないほか、その保管状況等も把握していない。【平成 22 年度検査】
（法第 27 条、IT 委員会報告第４号Ⅳ）

・　監査業務で使用されている個人所有のコンピュータ等について、パスワード管理、セキュリティに配慮したソフトウェアの導入、ウィルス対策等が実施されていない。【平成 22 年度検査】
（法第 27 条、IT 委員会報告第４号Ⅳ）

- 社員が経営する税理士事務所の職員に監査手続の一部や監査調書の整理等を行わせているが、当該職員について、情報管理に関する対策を講じていない。【平成 20 年度検査】
（法第 27 条、第 28 条の３、倫理規則第６条第５項）

②　インサイダー取引防止態勢

- 当監査法人は、「インサイダー取引防止規程」において、監査実施者に対し業務提供先をまとめたリストを配付し、また、従業者（社員、使用人及び事務職員をいい、非常勤の者も含む。）に対し「自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない」旨の誓約書の提出を求めることとしている。
しかしながら、当監査法人の業務提供先をまとめたリストを作成していないほか、上記の誓約書の入手も実施していない。【平成 21 年度検査】
（法第 26 条、品質管理基準委員会報告書第１号第 18 項）

- インサイダー取引防止措置の一環として職員に配布している業務提供先のリストに非監査証明業務の提供先が記載されていない。【平成 22 年度検査】
（法第 26 条、品質管理基準委員会報告書第１号第 18 項）

- 新規業務の受嘱（監査証明業務及び非監査証明業務）に際し、社員、使用人等に対し業務提供先の周知を行っていない。【平成 21 年度検査】
（法第 26 条、品質管理基準委員会報告書第１号第 18 項）

③　個人情報の保護

- 個人情報の保護に関する法律第２条第３項の規程による個人情報取扱事業者への該当の有無や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等で求められる措置の必要性を検討していない。【平成 21 年度検査】
（法第 27 条）

- 当監査法人は、「個人情報保護管理規程」を定めているものの、当該規程において、実務指針等で求められている個人データの取扱状況に関する点検・監査に関する手続等の必要な事項を定めていない。【平成 21 年度検査】
（法第 27 条）

（６）業務改善への取組

- 協会の品質管理レビューにおける指摘事項の改善について、以下のような不備

事例がみられる。

ｱ)　監査実施者への研修等による周知及び品質管理のシステムの監視による是正措置の実施などにより、全監査業務において適切な対応を図るとしているものの、具体的な改善計画及び対応策を策定していないほか、監査実施者への研修等による周知が徹底されていない。【平成 21 年度検査】

ｲ)　品質管理レビューにおける指摘事項に対する改善計画を実施するための具体的な方針及び手続が定められていないほか、実施状況を確認するための具体的な措置が講じられていない。【平成 22 年度検査】

ｳ)　品質管理レビューにおける指摘事項の根本的な発生原因の検証等を踏まえた全監査業務についての横断的な改善措置が策定･実施されていない。【平成 22 年度検査】

ｴ)　品質管理レビューにおける指摘事項に係る改善措置の実施状況を確認した際、個別監査業務に係る指摘事項に偏った確認を行い、品質管理に係る指摘事項について十分な確認を行っていないほか、一部の監査実施者において、品質管理レビューの指摘事項及び改善措置等が十分に理解されていない。【平成 22 年度検査】

２．職業倫理及び独立性

（１）独立性（利害関係）の確認

①　年次の確認

・　独立性の確認において、品質管理担当責任者における関係法令諸規則の理解が誤っていたことなどから、以下のような不備事例がみられる。
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項）

ｱ)　被監査会社（大会社）の子会社等に対する独立性の確認が行われていない。【平成 22 年度検査】

ｲ)　クライアントリストに被監査会社の持分法適用関連会社が記載されていない。【平成 21 年度検査】

ｳ)　監査実施者のうち半数以上の者から「監査人の独立性チェックリスト（倫理規則編）」を入手していない。【平成 21 年度検査】

ｴ)　IT 全般統制の評価に係る業務委託先の監査実施者について、独立性の確認書を入手していない。【平成 21 年度検査】

・　年次の一斉確認について、品質管理担当責任者が、受嘱１年目は独立性の確認を行ったことから２年目以降も前年と同じであろうと考えたことや、各監査

実施者が被監査会社等に対する独立性の確認のために必要となる情報（被監査会社等の連結子会社や持分法適用会社等のクライアントリスト）について把握しているであろうと考えたことから、以下のとおり、不備がみられる。【平成 21 年度検査】

（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 21・25 項）

ｱ)　被監査会社等に対する独立性の確認のために必要となる情報を作成していない。

ｲ)　大会社等以外の一部の会社について、独立性の確認を行っていないほか、大会社等の監査業務について、一部の監査実施者の独立性の確認を行っていない。

ｳ)　倫理委員会研究報告第 1 号において、監査人の独立性チェックリストとして定められているもののうち、法令編の監査法人用のチェックリスト及び倫理規則編のチーム構成員用のチェックリストを使用していない。

②　監査証明業務等における確認

・　被監査会社の試算表の数値を監査調書作成のために入力させるなど、監査業務を補助する職員について、独立性の確認が実施されていない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 32 号第 12 項）

・　非常勤の監査補助者について、担当会社の変更により新規に関与することとなった被監査会社に関する独立性の確認が実施されていない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 32 号第 12 項）

・　非監査証明業務の受嘱における独立性を保持するための方針及び手続が定められていないほか、一部の非監査証明業務において、独立性の確認が実施されていない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 32 号第 12・16 項）

・　業務執行社員は、監査補助者の独立性の遵守状況の確認において、独立性の年次の確認の時点から監査報告書日までの間に被監査会社等との利害関係に変化がなく、独立性の保持に問題がないことを確認していない。【平成 22 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 32 号第 12 項）

③　監査契約の新規締結時における確認

・　監査契約の新規締結後に監査実施者として新たに加わった者についての独立性の確認に係る方針及び手続が定められておらず、独立性の確認が実施されていない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 12・16 項）

・　監査契約の新規の締結に際し、独立性を確認するために、社員及び監査補助者に対しメールを送付しているが、当該メールに監査契約を締結する予定のクライアント名を記載するだけで、その連結子会社や持分法適用会社等に関する情報を記載していない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 33 項）

・　監査契約の新規の締結に際し、メールにより全社員から受嘱の承認や独立性の確認を得ているとしているが、各社員からの承認等の回答が統一的に管理・保管されておらず、一部の監査契約に関し、受嘱の承認や独立性の確認が行われたことが明らかでない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項）

（２）競業の禁止

・　特定の社員が、他の社員全員の承認を受けることなく、監査法人の業務の範囲に属する非監査証明業務を個人で受嘱している。【平成 20 年度検査】
（法第 34 条の 14 第２項）

・　社員個人と法人との間の競業の有無を管理・把握するための措置が講じられていない。【平成 22 年度検査】
（法第 34 条の 14 第２項）

３．監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

（１）教育・訓練

・　CPE の履修状況を一元的に管理していなかったことなどから、一部の監査補助者において、必須研修項目の履修単位不足が発生している。【平成 21 年度検査】
（協会会則第 116 条、継続的専門研修制度に関する規則第６条）

・　非常勤職員を含む監査実施者について、CPE 年度中に履修状況の確認が実施されていない。【平成 21 年度検査】
（協会会則第 116 条第５項）

（２）評価、報酬及び昇進

・　社員及び監査実施者の能力や、社員及び監査実施者が行っている監査業務の品質が、どのように評価、報酬及び昇進に反映されるかについての方針を定めていない。【平成 22 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第１号第 37・38 項）

・　人事評価について、地方事務所に対する評価項目の変更の周知が不十分であったことから、地方事務所において従前の自己申告書が使用されており、また、本部において、当該状況が把握されていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第１号第 42 項）

・　監査実施者の評価に際し、内部規程で定められている評価項目ごとの評価を実施していない。【平成 22 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第１号第 42 項）

（３）選任

・　定款において、業務執行社員は総社員の同意により定めることとされているにもかかわらず、監査契約の交渉を担当した社員が、総社員の同意を経ることなく、業務執行社員に就任している。【平成 20 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第１号第 44 項）

・　指定社員制度を採用しているが、法第 34 条の 10 の４第４項に基づく、被監査会社への書面による指定社員の通知を行っていない。【平成 21 年度検査】
（法第 34 条の 10 の４第４項）

４．監査契約の新規の締結及び更新

（１）方針及び手続

・　監査人の交代に際し、監査基準委員会報告書第 33 号で求められている「監査人予定者の指定に関する通知書」及び「監査人予定者が監査契約の締結前に実施す

る監査業務の引継に関する守秘義務についての確認書」を被監査会社に依頼していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 33 号第６・12 項）

・　監査契約の新規の締結に際し、後任監査人となる業務執行社員は、前任監査人に対し、監査基準委員会報告書第 33 号第 13 項に列挙された事項について、質問し、回答を得たとしているが、当該質問及び回答が適切に行われたことを示す事実が文書化されていない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項、同報告書第 33 号第 13 項）

（２）承認手続

・　大会社等の一部や学校法人のほとんどについて、監査契約書の作成、契約リスクの評価及び所要の議決等の承認手続が実施されていない。【平成 20 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第１号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項）

・　内部規程に基づく社員会等による承認を得ることなく、監査契約が更新されている。
　また、業務執行社員は、監査契約の更新に際し、その判断に重要な影響を及ぼす事項として、継続企業の前提に関する重要な疑義があることを認識しているが、当該問題点をどのように解決したかが文書化されていない。【平成 22 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第１号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項）

・　当監査法人においては、監査契約の新規の締結を行う場合、契約窓口となる社員が、会社概要や財務状況等を記載した「事前調査報告書」、「監査契約の新規締結チェックリスト」及び「前任監査人への質問の回答書」を作成し、これらの書面を社員会に提出の上、社員会の承認を得ることとされている。
　しかしながら、当監査法人においては、社員会の事前の承認が得られていないにもかかわらず、また、社員会に未完成の「事前調査報告書」や「チェックリスト」しか提出されていないにもかかわらず、新規に締結されている監査契約がみられる。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第１号第 29 項）

・　当監査法人においては、監査契約の更新を行う場合、業務執行社員が「監査契約の更新チェックリスト」に基づくリスク評価を行った上で、契約担当社員に対し、リスク評価の結果及び契約更新に係る所見を報告することとされているが、

当該手続が適切に行われたことを示す事実が文書化されていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項）

５．監査業務の実施

（１）リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

①　「リスク・アプローチによる監査の手引」の使用

・　協会東京会公表の「リスク・アプローチによる監査の手引（監査基準に準拠した監査の手引）」に含まれる様式例を利用してリスク・アプローチに基づく監査計画の立案を行っているが、リスク・アプローチを正確に理解することなく、形式的に当該様式例を利用していることから、以下のとおり、不備がみられる。【平成 22 年度検査】
ｱ)　同じ監査業務に対する監査計画の中で論理矛盾が生じている。
ｲ)　各表間に整合性がない。
ｳ)　監査調書の一部を作成していない。

②　重要性の基準値の決定及び改訂

（重要性の基準値の決定）

・　重要性の基準値を算出しているものの、監査手続の策定を監査実施者の経験等のみで判断しており、勘定や取引ごとの重要性の値を考慮していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 5 号第 7 項）

（重要性の基準値の改訂）

・　重要性の基準値を変更しているが、これに伴う試査範囲の変更等について、監査計画の見直しの要否を検討していない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 5 号第 9 項）

・　重要性の基準値の決定に当たり、基礎となる財務数値について、監査計画の策定段階では被監査会社が公表している業績予想数値の税引前当期純利益を用

いていたが、期末直前に被監査会社が当期純損失を予想した業績予想数値の修正を公表したことに伴い、売上高を用いる方法に変更している。

このように、重要性の基準値の基礎となる財務数値を変更しているにもかかわらず、財務諸表全体に与える虚偽表示の影響や、財務諸表の利用者の経済的意思決定に与える影響について検討していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第５号第２項）

③ 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

・ 内部統制の理解において、経営者及び監査役に対する質問を実施するだけで、内部統制のデザインの評価、内部統制が実際に業務に適用されているかどうかの検討及び判断のための観察、文書や報告書の閲覧等の手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 29 号第 51・52 項）

④ 重要な虚偽表示のリスクの評価

・ 「財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク」、「財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスク」及び「特別な検討を必要とするリスク」の特定が行われておらず、リスクに関連付けた監査手続を立案していない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 29 号第 94・95・102 項）

⑤ IT 統制リスクの評価

（IT の概括的理解等）

・ 重要な連結子会社について、IT の概括的理解に関する手続を実施していない。【平成 22 年度検査】

（IT 委員会報告第３号第２項）

・ 期首に新規の会計システムを導入しており、前期以前に行った内部統制のデザイン等の評価をそのまま利用することができないため、当該システムの導入における影響を検討する必要があるにもかかわらず、これを行っていないほか、前期期末の残高が当期期首に引き継がれていることを確かめていない。【平成 20 年度検査】

（IT 委員会報告第３号第２項（５））

・　会計システムの特権 ID の管理に関する全般統制に係る不備を識別しているにもかかわらず、当該不備に対応した監査手続を策定していない。【平成 21 年度検査】
（IT 委員会報告第３号第 25 項）

（統制活動）

・　IT を利用した情報システムの全般統制について、被監査会社へ質問を実施するだけで、「過年度からの変更がなく内部統制は良好であるため、過年度の IT の業務処理統制に依拠する」としており、質問と観察及び文書の閲覧等の手続を組み合わせて実施していない。【平成 20 年度検査】
（IT 委員会報告第３号第 30・31・35 項、IT 委員会研究報告第 31 号Ｑ６）

・　IT を利用した情報システムの全般統制について、財務報告に関する重要なスプレッドシートとユーザー開発のプログラムの計算結果の正確性を検討していないほか、セキュリティの確保について、被監査会社に統制のデザインが存在しないことを把握しているにもかかわらず、これに対する代替的な検証手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 31 号第 10 項）

・　被監査会社は、原価計算システムを機能追加した財務会計システム、購買システム及び給与システムを利用しており、IT の利用が限定的な場合に該当しない。
　これにもかかわらず、監査チームは、「IT の利用が限定的であり、安定度が高く、情報システムに前年度との間で重要な変更がないため、IT の利用に関するリスク評価手続の一部を省略する。」として、IT に関する全般統制の理解及び評価を省略しているほか、仕入プロセスの監査手続において、IT に関する全般統制の理解及び評価を行うことなく、IT による業務処理統制を利用した監査手続を実施している。【平成 20 年度検査】
（IT 委員会報告第３号第３・29 項）

・　ソフトウェアのダウンロード販売事業（インターネット上で公開しているソフトウェアを利用するための解除データをメールで顧客に送信した時点をもって売上を計上する。）の販売プロセスについて、自動化された業務処理統制を理解することなく、月次で実施される「売上明細と販売データの合計値との突合」の手作業による業務処理統制について運用評価手続のみを実施している。
　このような IT の利用が限定的でない業務プロセスについて、自動化された業務処理統制を理解した上で、どのような運用評価手続を実施するかどうかの判

断を行っていない。【平成 21 年度検査】
（IT 委員会報告第 3 号第 22 項）

（情報システムから作成された情報の正確性と網羅性の確認）

- 滞留売掛金の評価に際し、情報システムにより作成された情報を利用しているが、その正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 30 号第 12 項、同報告書第 31 号第 11 項）

⑥ 委託業務に係る統制リスクの評価

- 被監査会社は、人件費プロセスのうち、給与取引の計算、集計等の業務を外部に委託しているが、監査チームは、監査計画の策定において、被監査会社の財務諸表が受託会社の内部統制から受ける影響について検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 18 号第 5 項）

- 被監査会社は、販売等に係る業務プロセスをアプリケーションサービスプロバイダー（ASP）に委託しているが、監査チームは、被監査会社の財務諸表について、ASP の内部統制から受ける影響について検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 18 号第 5 項、IT 委員会報告第 3 号第 41 項）

- 受託会社の内部統制の整備及び運用状況を確かめるため、受託会社監査人の報告書を利用しているが、当該報告書の基準日から被監査会社の決算日までの期間における内部統制の変更の有無を確認していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 18 号第 17 項）

- 被監査会社は、業務用コンピュータの運用サービスを外部に委託しているが、当該委託に係る契約書（業務委託基本契約書等）やサービス仕様書などを入手していないほか、当該委託業務に係る内部統制の検証を行っていない。【平成 20 年度検査】
（IT 委員会報告第 3 号第 18 項）

⑦ リスク対応手続の立案

- 監査計画の策定において、適用すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定

するための分析的手続を実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 1 号第 9 項）

⑧ 財務諸表の監査における不正への対応

・　財務諸表に係る不正又は誤謬による重要な虚偽の表示が行われる可能性について、監査チーム内で討議したとしているが、当該討議の内容を監査調書に記載していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 29 号第 14～19・116 項、同報告書第 35 号第 27～32・107 項）

・　不正による重要な虚偽表示が行われる可能性や、不正の疑いの把握の有無について、被監査会社の経営者や監査役等に対する質問を行っていないなど、不正による重要な虚偽表示のリスクの識別のための情報を入手し、理解するための手続を実施していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 35 号第 34・37・38・40・46 項）

・　当監査法人の監査マニュアルは、収益認識には原則として不正リスクがあるとする一方、収益認識における不正リスクを識別しなくてもよい場合を一般的に例示していることなどから、監査チームは、収益認識に関係する不正リスクはないとの判断について、当該判断を裏付ける個別・具体的な状況を反映した理由を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 35 号第 60・110 項）

・　経営者による内部統制の無視のリスクに対応して、総勘定元帳に記録された仕訳や決算プロセスにおける修正について検討したとしているが、実際になされた検討は訂正仕訳についてだけであり、経営者による内部統制の無視のリスクに対応した手続としての総勘定元帳に記録された仕訳や決算プロセスにおける修正についての適切性の検証を実施していない。また、代表者への貸付などの被監査会社にとって通例ではないと判断される重要な取引について、事業上の合理性を検討していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 35 号第 76 項）

・　経営者による内部統制の無視のリスクに対応するための手続として、総勘定元帳に記録された仕訳データの母集団の網羅性を検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 31 号第 11 項、同報告書第 35 号第 77 項、IT 委員会研究報告第 31 号 Q23）

⑨　監査手続書の作成

・　監査法人所定の標準の監査手続書をそのまま使用しており、リスク評価の結果に基づいたリスク対応手続等を反映した監査手続書を作成していない。【平成21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 30 号第 7 項）

（２）リスク対応手続

・　マンション等の建設・販売等を営む被監査会社の売上高について、運用評価手続と実証手続を組み合わせた監査アプローチを採用するとしていたにもかかわらず、売上金額が多額の物件に関する引渡関連資料との照合や入金確認等の詳細テストによる実証手続を実施するだけで、運用評価手続を実施していないほか、収益認識における不正リスクの検討及び対応手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 30 号第 22 項、同報告書第 35 号第 60 項）

・　販売プロセス及び購買プロセスの日常反復的に発生する取引のコントロールに関する運用評価手続において、特定期間（第４四半期）の取引に偏ったサンプル抽出をしており、監査対象の一会計期間を通じて監査証拠を入手するための手続を行っていない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 9 号第６・40 項、同報告書第 30 号第 34 項）

（３）会計上の見積りの監査

①　棚卸資産

・　連結子会社が通常の販売目的で保有する棚卸資産（その残高は重要性の基準値を超えている）について、帳簿価額と正味売却価額等との比較を行うなどにより、収益性の低下に基づく簿価の切下げの要否を検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第 7 項）

・　棚卸資産の評価の妥当性について、被監査会社が作成した、帳簿単価が正味売却価額（単価）を下回っているものを抽出したデータに基づいて検討しているが、当該データから算出された金額が、評価損として計上されていることを確認するだけで、サンプルベースでテストを実施するなど当該情報の正確性の検討や、すべての該当するアイテムが含まれているかなどの網羅性の検討を実

施していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第 12 項、同報告書第 30 号第 12 項、同報告書第 31 号第 11 項）

・　棚卸資産の評価に対する監査手続として、移動平均法による計算処理に係る内部統制に依拠せず、その正確性を検討するための実証手続を実施するとしていたにもかかわらず、当該実証手続を実施していない。なお、当該事項は協会の品質管理レビューにおける指摘事項であったため、前期においては移動平均法による原価の計算の正確性を検討しているが、当該手続を監査手続書に記載していなかったことなどから当期の監査においては未実施であった。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第 13 項）

②　有価証券

・　監査チームは、連結子会社株式の減損の要否について、監査調書に「被監査会社は、前期に策定した利益計画と実績に大きな乖離がないため、当該株式の減損は不要と判断している」旨を記載するだけで、当該利益計画に係る社内承認やその実行可能性等を検討した過程を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第 12・22 項、同報告書第 31 号第 11 項）

・　被監査会社は、当期末の実質価額が取得原価に比べて 50 パーセント超下落している子会社株式について減損処理を行っていない。監査チームは、当該子会社の事業計画の合理性の検証に基づき、当該実質価額の回復可能性を検討し減損処理は不要と判断したとしているが、当該判断に至る検討過程等を監査調書に記載していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第 7 ・22 項）

③　無形固定資産（のれん）

・　被監査会社においては、追加取得した連結子会社の株式について、のれんが発生している。監査チームは、のれんの資産計上の妥当性や償却期間の妥当性を検証した際、のれんが発生した原因や被監査会社の投資の回収計画等を検討したとしているが、当該検討過程や結論を監査調書に記載していない。
　また、監査チームは、当該のれんの減損の要否について、株式の減損は不要であることから、のれんの減損も不要であると判断したとしているが、当該判断に至る検討過程等を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第７・22 項、同報告書第 31 号第 11 項）

④　貸倒引当金

- 連結子会社の売掛金（その残高は重要性の基準値を超えている）について、滞留債権の有無の把握や、貸倒引当金の十分性を検討するための手続を実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第７項）

- 被監査会社の売掛金の回収状況が良好ではないことを把握していたことから、売掛金の評価に関する監査手続として、滞留債権の有無について財務部長等に質問し、被監査会社が作成した売掛金の年齢調べ表等をレビューするとともに、予定どおり入金されていない得意先について、個別に理由を聴取することにより、貸倒引当金の追加計上の必要はないと判断したとしている。しかしながら、監査チームは、当該判断に至る検討過程を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第 12・13・22 項、同報告書第 31 号第 11 項）

⑤　繰延税金資産の回収可能性

- 被監査会社は、繰延税金資産の回収可能性に係る監査基準委員会報告第 66 号における区分２に該当する会社であり、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産を計上している。
　しかしながら、監査チームは、被監査会社の連結子会社の清算手続により解消されると見込まれる貸倒引当金等の計上に係る将来減算一時差異について、清算に伴う資産の売却等に係る意思決定の有無や売却される資産の金額等の妥当性を確かめるための手続を実施していない。また、被監査会社の経営環境が過去３年間に比して悪化しているにもかかわらず、被監査会社が作成したスケジューリング上の今後５年間の課税所得の見積額が、過去３年間の連結税引前当期純利益の平均値の５年分とされていることについて、その合理性を確かめるための手続を実施していない。【平成 21 年度検査】
（監査委員会報告第 66 号第５項、監査基準委員会報告書第 13 号第７・９項）

⑥　退職給付引当金

- 被監査会社が市販のパッケージソフトウェアを利用して算定した退職給付債務について、当該パッケージソフトウェアの信頼性を検証するための手続を実施していないほか、期末の退職給付債務額について、退職給付の個人別データ

のサンプル抽出による関連証憑資料との照合や計算チェック等の退職給付債務計算の正確性を検証する手続を実施していない。【平成 19 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第７・９項）

・　退職給付引当金に係る期待運用収益率について、被監査会社が退職給付に係る会計基準の導入当初から見直しを行っていないが、監査チームは、運用収益の実績等が当期損益に与える影響について検討するなどにより、当該収益率の見直しが行われていないことの合理性を検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第９項、会計制度委員会報告第 13 号第 19 項）

⑦　完成工事補償引当金

・　被監査会社は、過去の完成工事に係る補償額について、従来は発生時に費用処理する方法を採用していたが、当期から補償実績率に基づき見積補償額を計上する方法を採用している。このため、監査チームは、当該補償額を特別な検討を必要とするリスクとして識別しているが、被監査会社による見積補償額の算定における仮定の適切性（過去の補償実績率の計算の方法及び補償期間の妥当性等）を検討していない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第７・９項）

⑧　工事損失引当金

・　連結子会社の工事契約に係る棚卸資産（その残高は重要性の基準値を超えている）について、工事契約別に工事収益総額と工事原価総額等の見積額との比較を行うなどにより、工事損失引当金の計上の要否を検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第７項）

⑨　減損

・　重要性の基準値を超えるリース資産があるにもかかわらず、リース資産の減損の兆候の有無を検討していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 13 号第９～13 項、固定資産の減損に係る会計基準注解（注 12)）

・　固定資産の減損会計を適用する際の資産のグルーピングについて、被監査会社の実施した検討資料の妥当性を検討していないほか、連結グループ全体としての減損会計の適用の妥当性を検討していない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第７・９項）

（４）金融資産の消滅の認識の検討

・　被監査会社が売掛債権を第三者に譲渡した取引について、当該債権譲渡に係る売買契約書を入手しておらず、当該契約が金融資産の消滅の認識の要件を満たしているかを検討していない。また、当該取引の法律関係等について監査チーム内で検討することが困難であるにもかかわらず、弁護士等の法律の専門家の意見を入手していない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 14 号第４項、同報告書第 31 号第 19 項、企業会計基準第 10 号Ⅲ．２．（２））

（５）売上

・　不動産の転貸事業を主たる事業としている被監査会社について、収益認識に関する不正リスクの検討を行っていないほか、取引物件の視察や、取引物件を対象とした売上高と売上原価の関連性を検証するための監査手続等を実施していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 35 号第 23・60 項）

（６）立会

・　実地棚卸への立会に際し、被監査会社の棚卸計画を事前に検討していないほか、立会対象事業所の選定において、保有する棚卸資産の種類、金額の重要性等を検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査委員会報告第８号第２・４項）

・　実地棚卸立会において、監査手続書上、テスト・カウント後にテスト・カウントの数量と被監査会社が作成した在庫一覧の数量を突合することとしているが、一部の突合手続が未了である。【平成 20 年度検査】
（監査委員会報告第８号第２項）

（７）確認

・　３月末決算の被監査会社のクレジット会社に対する売掛金の残高確認において、監査チームは、確認状を発送することなく、３月末の各残高と４月中の入金額とを比較したとしているが、締め日の違いなどから差異が発生しているにもかかわらず、当該差異の分析を行っていないほか、内部統制の運用評価手続も行ってい

ない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 19 号第３・５項）

- 売掛金の残高確認において、監査チームは、確認状の発送日前に、条件どおりの回収がなされていない事例が多数発生していることや従業員の不正を把握していたにもかかわらず、期末日の３ヶ月前の月末を残高確認の基準日としている。【平成 21 年度検査】
（監査委員会報告第 72 号第５項、監査基準委員会報告書第 19 号第 29 項）

- 売掛金の残高確認において、監査チームは、基準日を平成 21 年１月 31 日とする確認手続を実施するとともに、一部の顧客については顧客の月次締め日を考慮して、１月 20 日現在の残高を確認したとしているが、ロール・フォワード手続において、２月１日から３月 31 日までの期間を対象とするだけで、１月 21 日から１月 31 日までの期間を対象としていない。【平成 21 年度検査】
（監査委員会報告第 72 号第６項（１）、監査基準委員会報告書第 19 号第 28 項）

- 完成工事未収金の残高確認において、被監査会社に確認状を持参させており、確認状の発送及び返信の回収について自らコントロールしていないほか、回答の信頼性を検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 19 号第 21・24 項）

- 債権債務の残高確認において、回答未記入の確認状を受領しているにもかかわらず、再発送等の手続を行っていないほか、代替手続も実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 19 号第 22 項）

- 完成工事未収入金の残高確認の差異調整等において、請負金額を基準に調査対象のサンプリングを行ったことから、重要性の基準値を超える確認差異について、その原因調査が行われていない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 19 号第 25 項）

- 残高確認状の原本を被監査会社の求めに応じて手渡しており、監査事務所において保管していない。【平成 21 年度検査】
（法第 49 条、品質管理基準委員会報告書第１号第 89 項）

（８）分析的実証手続

- 分析的実証手続の実施において、推定値と財務諸表項目の金額又は比率との重

要な差異の調査を行うための基準値を設定していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 1 号第 20 項）

（９）実証手続

・　金利スワップとヘッジ対象負債である借入金の契約期間が異なっている取引について、監査チームは、特例処理の妥当性を確認するための手続を実施していなかったことから、被監査会社がその要件を満たしていない契約について特例処理を採用していることを見落としている。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 31 号第 19・22 項、会計制度委員会報告第 14 号第 178 項）

・　被監査会社は、重要性のある連結子会社（非上場会社）の株式を純資産価額から著しく乖離した価額で売却しているが、監査チームは、売却価額及び株式売却益の妥当性等を検証するための監査手続を実施していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 31 号第 19・22 項）

・　株券不発行の関係会社株式（その残高は重要性の基準値を超えている）について、発行会社による株券不発行通知との証憑突合等の実在性に関する実証手続を実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 30 号第 48 項、同報告書第 31 号第 19・22 項）

・　被監査会社の連結子会社が保有する販売用不動産（その残高は重要性の基準値を超えている）について、現場視察や登記簿謄本の閲覧等の実在性及び権利義務に関する実証手続を実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 30 号第 48 項、同報告書第 31 号第 19・22 項）

（10）連結財務諸表の監査

・　投資有価証券として計上されている有限責任事業組合出資金に関し、業務執行権限や事業から生じる損益の負担状況等を勘案し、子会社又は関連会社に該当するかについて検討していない。【平成 22 年度検査】
（実務対応報告第 21 号Ｑ２）

・　連結子会社について、往査、財務諸表レビュー、残高確認の実施を計画していたが、関連する監査手続書を作成していない。また、予定していた確認手続を実施しないこととしているが、当該監査計画の修正内容を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 27 号第 14・15・22・24・25 項）

(11) 関連当事者

・　関連当事者との取引について、関連当事者に関する情報の網羅性を確認するための以下の手続を実施していない。

ｱ)　被監査会社が取締役等の関連当事者に対し行った取引の有無に関する調査の回答書の閲覧

ｲ)　経営者等に対する他の企業との連携関係に関する質問

ｳ)　株主名簿の閲覧による主要株主の判断

また、関連当事者との取引の承認や記録に関する内部統制について検討していない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 34 号第６・10 項）

・　関連当事者との取引の網羅性を確認するための手続として、被監査会社が役員及びその近親者から入手した調査票を閲覧するとしているが、当該調査票の一部を閲覧していない。【平成 22 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 34 号第６項）

(12) 監査役等とのコミュニケーション

・　監査チームは、監査役等の職務執行に関連して重要と判断した事項について、監査役等とのコミュニケーションを実施したとしているが、その内容を監査調書に記載していない。【平成 22 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 25 号第４・10 項）

(13) 後発事象

・　重要な海外の連結子会社に関し、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、後発事象に関する報告書を監査報告書日後に回収しており、監査報告書日以前に代替手続も実施していない。【平成 20 年度検査】

（監査・保証実務委員会報告第 76 号８．（３）③）

(14) 財務諸表の表示及び開示

・　連結財務諸表に工事契約に係る収益及び原価が計上されているにもかかわらず、その計上基準に関する注記が付されていないことを見落としている。【平成 22 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 64 項）

・　財務諸表において工事損失引当金および債務保証損失引当金が計上されているにもかかわらず、附属明細書の引当金の明細に同引当金が記載されていないことを見落としている。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 30 号第 64 項、同報告書第 31 号第 16・17 項）

・　連結財務諸表の「リース関係」、「有価証券関係」、「退職給付関係」及び「税効果関係」の注記について、被監査会社の担当者が注記情報を作成するために作成した数値の集計表を入手し、集計表の金額と注記の金額とを照合するだけで、集計表の数値の正確性等を検討していない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 30 号第 64 項）

(15) 経営者確認書

・　入手した経営者確認書について、以下の事項の記載が漏れている事例がみられる。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第３号第６・７項）
ｱ)　有価証券の時価が取得原価まで回復するかどうかに関する、経営者の見解（なお、被監査会社は、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しているにもかかわらず、減損処理をしていない。）
ｲ)　重要性のある会計上の見積りの基礎となる仮定に関する経営者の見解

・　会社法監査の経営者確認書においては、重要な引当金の計上に係る見積りの合理性及び流動資産に計上している有価証券の保有目的区分に係る経営者の見解を確認事項としているにもかかわらず、金融商品取引法監査の経営者確認書においては当該見解を確認事項としていない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第３号第５項、同報告書第 13 号第 21 項）

・　監査報告書を被監査会社に提出した際、被監査会社から経営者確認書の写し（PDF）を入手するだけで、その原本を適時に入手していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第３号第５項）

(16) 他の監査人の監査結果の利用

・　海外子会社の監査において、他の監査人の監査結果を監査証拠として利用しているが、当該他の監査人による監査が日本の監査の基準に準拠して実施する場合と実質的に同一であるかを検討していないほか、他の監査人が採用した重要性の

基準値も把握していないなど、主たる監査人として実施すべき監査手続を実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第８号第３・７項（３）・（５））

・　被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用しているが、多額の減損損失を財務諸表で確認するだけで、質問や追加資料の入手などの手続を実施していないほか、追加手続の必要性の検討もしていない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第８号第 10 項）

（17）内部監査の実施状況の理解とその利用

・　内部統制監査における業務プロセスの運用評価手続等において内部監査人等の作業結果を利用しているが、内部監査人等の能力や客観性、内部監査人等の作業の品質等を検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 15 号第 11 項、監査・保証実務委員会報告第 82 号 13.）

（18）専門家の業務の利用

・　被監査会社が保有する販売用不動産の評価の妥当性の検討において、不動産鑑定士から取得した不動産鑑定評価書を監査証拠として利用しているが、当該不動産鑑定士の専門家としての能力や客観性について検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 14 号第６項）

・　退職給付引当金の退職給付債務の計算において、信託銀行が発行した「数理評価計算結果報告書」を利用しているが、当該年金数理人の専門家としての能力について検討していない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 14 号第６項）

（19）総括的吟味のための分析的手続

・　監査の最終段階における財務諸表の総括的な吟味のための分析的手続を実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第１号第５項）

・　前期末からの著しい増加がみられる財務諸表項目について、監査の最終段階における財務諸表の総括的吟味のための分析的手続として、追加で監査手続を実施

すべきかを検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 1 号第 23～25 項）

(20) 訴訟事件等に係るリスク管理体制の評価

・　訴訟事件等のリスクを管理する組織の整備及び運用状況を検討するなどにより、当該リスクの管理体制に係る評価を実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査委員会報告第 73 号第 4 項）

(21) 弁護士への確認

・　会社法監査の監査報告書日から金融商品取引法監査の監査報告書日までの間に、既存の訴訟事件等における重要な変動や重要な訴訟事件等の提起が生じる可能性があるにもかかわらず、その有無を確認するための手続を実施していない。【平成 22 年度検査】
（監査委員会報告第 73 号第 8 項）

(22) 期首残高の妥当性

・　前任監査人と被監査会社の間において、会計処理について意見が相違したことを理由として、期中に監査業務を引き継いだにもかかわらず、期首残高の妥当性に関する監査手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 33 号第 19 項）

(23) 継続企業の前提

・　被監査会社においては、前連結会計年度に引き続いて営業損失、経常損失及び当期純損失が計上され、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、業績の改善及び資本増強等による自己資本の充実と財務基盤の健全化を含めた計画実現の時期など継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が注記されている。
　しかしながら、監査チームは、被監査会社の継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かの判断において、専ら被監査会社の翌期末の現預金残高がマイナスとなるか否かという観点から検討するだけで、被監査会社が掲げている継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況及び対応策に即して検討していない。
　また、販売実績がほとんどない新規事業による売上高が大きく増加することにより、業績が改善するものとされている予測財務情報について、基礎となる仮定

について十分な検討を行っていないほか、被監査会社による対応策が継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 22 号第４・10・14・16 項、監査・保証実務委員会報告第 75 号Ⅲ１．（１）④）

・　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況があるため、監査チームは、経営者の評価の検討を行う際の監査手続として、経営者が作成した次期以降の計画予算を分析し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないと判断しているが、当該計画予算は経理担当取締役が作成したものであり、被監査会社の取締役会等の適切な承認がされていない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 22 号第 14･15 項）

(24) 監査結果の取りまとめの検討

・　発見した未訂正及び訂正済の虚偽の表示について、当該表示が不正の兆候であるか、また、内部統制の不備に起因するものであるかを検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 35 号第 86 項、監査・保証実務委員会報告第 82 号４．（８））

(25) 内部統制監査

（不備の評価）

・　内部統制監査における重要性の基準値が財務諸表監査の重要性の基準値と一致していないにもかかわらず、その合理性を検討していない。【平成 22 年度検査】
（監査・保証実務委員会報告第 82 号 11．（３））

・　監査役の監査報告書において、当期に取締役会の決議を経ずに貸付が行われた旨記載されていることについて、被監査会社は、内部統制上の不備に該当しないと判断している。
　監査チームは、監査役等へのヒアリングや議事録の閲覧等により、取締役会の決議が行われていることを確認し、内部統制上の不備に該当しないと判断したとしているが、当該判断に至る検討過程等を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】
（財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ４．（３）、監査・保証実務委員会報告第 82 号 11．（２）・（３）・15.）

・　被監査会社の連結財務諸表における注記事項の作成手続等について、決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備を認識していながら、適切な管理責任者に報告していない。また、当該不備が内部統制の重要な欠陥に該当するかを検討していない。【平成 21 年度検査】
（監査・保証実務委員会報告第 82 号 11.（10)）

・　監査チームが期中で検出した内部統制の不備について、被監査会社に対するヒアリングにより、期末において不備はないことを確認しただけで、その他の検証を行っていない。【平成 21 年度検査】
（監査・保証実務委員会報告第 82 号 11.）

（内部統制の評価の検討）

・　経営者による全社的な内部統制の評価を検討したとしているが、その検討過程を監査調書に記載していない。【平成 22 年度検査】
（監査・保証実務委員会報告第 82 号８.（２）・15.）

・　被監査会社が評価対象とした引当金及び投資に係る決算・財務報告プロセスに関し、その評価内容について質問するだけで、関連文書の閲覧等に基づく検討を実施していない。【平成 22 年度検査】
（財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ４.（２)、監査・保証実務委員会報告第 82 号９.（３）②）

・　被監査会社が重要な事業拠点としている連結子会社の業務プロセスに係る内部統制の運用状況の評価を検討した際、統制上の要点に係る取引数又は取引頻度を考慮してサンプリングしていない。【平成 22 年度検査】
（監査・保証実務委員会報告第 82 号９.（２）③）

・　経営者による販売プロセス、購買プロセス、在庫管理プロセスに係る内部統制の運用状況の評価を検討し、その後、当該内部統制の期末日までの間に変更がないことを質問等により確かめたとしているが、実施した手続の内容と結論を監査調書に記載していない。【平成 22 年度検査】
（監査・保証実務委員会報告第 82 号９.（２）④・15.）

６．監査調書

（１）監査調書の作成及び査閲

・　監査補助者が必要な監査手続を実施していないものや検討が不十分なものについて、査閲者は監査手続の追加等を指示していない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 25 項）

・　監査調書に監査実施者名、査閲者名、査閲日が記載されていない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 36 号第 21 項）

（２）監査調書の最終的な整理

・　確認状の一部が、一時保管用の棚に置かれており、監査調書の整理期限である監査報告書日から 60 日以内に監査調書として整理されていない。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 36 号第 23 項）

（３）監査調書の管理・保存

・　監査調書の管理に関し、以下のような不備事例がみられる。
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 81 項）

ｱ)　監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理の実施手順、実施責任者等の具体的な事項が定められていない。【平成 22 年度検査】

ｲ)　監査ファイルの冊数、作成年度、保存期限等が把握されていない。【平成 22 年度検査】

ｳ)　監査調書の一部が管理台帳に記載されていない。【平成 21 年度検査】

ｴ)　管理台帳に、被監査会社名、事業年度、監査ファイルの冊数のみが記載され、各監査ファイルに付してある連番や内容物の概要が記載されていない。【平成 21 年度検査】

ｵ)　監査調書の廃棄記録が作成されていない。【平成 21 年度検査】

・　監査調書の保管方法に関し、以下のような不備事例がみられる。
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 81・84・86・89 項、監査基準委員会報告書第 36 号第 27 項）

ｱ)　監査調書を被監査会社の鍵付ロッカーに保管しているが、鍵の管理を被監査会社に任せている。【平成 20 年度検査】

ｲ)　監査調書の一部が、監査法人として管理されることなく、業務執行社員の自宅兼個人事務所に置かれている。【平成 21 年度検査】

ｳ)　監査調書を施錠可能な書庫等ではなく、常に開放された書棚に保管している。【平成 22 年度検査】

７．監査業務に係る審査

（１）審査体制

①　審査担当者の適格性

・　補助者として監査業務に関与している者やシステム監査に従事した者が、審査担当者に任命されている。【平成 19 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 73 項（２））

②　合議制審査

・　内部規程において、審査は合議制である審査委員会により行うとされているが、審査委員間の協議を行っていないなど、合議制による審査が実施されていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 66・75 項）

（２）審査の実施

①　計画審査

・　監査計画（監査期間中に行われた重要な修正を含む。）の審査に関する方針及び手続を定めていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63 項）

・　財務諸表監査に関する監査計画や内部統制監査に関する監査計画の審査を行っていない。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項）

・　財務諸表監査及び内部統制監査に関する計画審査を、会社法意見審査と同時に行っている。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項）

②　事前審査

・　内部規程において、会計方針の変更や継続企業の前提に関する事項については事前審査を受けることとされているにもかかわらず、ソフトウェアの売上処理の変更や継続企業の前提の注記を付すような監査業務について、事前審査を受けていない。【平成 19 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 30 項）

③　意見審査

（審査の未実施）

・　会社法監査や四半期レビューに関する意見審査を受けることなく監査報告書を発行している。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項）

・　学校法人及び労働組合の監査に関する意見審査を受けることなく監査報告書を発行している。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項）

・　内部統制監査の意見審査を受けることなく監査報告書を発行している。【平成 21 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項）

（審査資料の不備）

・　監査報告書が発行される前に、監査業務に係る審査が完了したことを示す旨の文書化を行っていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 64・77 項）

・　審査資料の作成及び保存に関し、以下のとおり、不備がみられる。【平成 22 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 64・77 項）
ｱ)　審査担当者が審査の対象とした財務諸表等（案)、監査報告書（案）が明らかにされていない。
ｲ)　審査担当者が、「審査結果」欄等に結論等を記載していないなど、審査資料において、審査を実施したことが確認できない。

・　監査チームが、監査上の重要事項について、品質管理本部の審査に諮ったところ、品質管理本部は、監査チームに対し、当該事項についての意見を示すとともに、当該意見に基づき被監査会社と協議した上で、その結果を「重要審査事項報告書」に記録するよう指示した。

しかしながら、監査チームは、被監査会社との協議の結果等を「重要審査事項報告書」に記録していない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 64・77 項）

（審査不十分）

・　業務執行社員は、計算書類等の表示に係る重要な監査手続を完了していない状況において、審査を受審し、監査意見を表明している。【平成 21 年度検査】
（監査・保証実務委員会報告第 75 号Ⅱ１．（２））

・　業務執行社員は、審査で指摘された事項のフォローアップが未了であるにもかかわらず、監査意見を表明している。【平成 22 年度検査】
（監査基準委員会報告書第 32 号第 36 項）

・　監査業務に係る審査において、以下の項目に関する検討が実施されていない。
（監査基準委員会報告書第 32 号第 39 項）
ｱ)　監査実施者が実施した独立性の評価【平成 22 年度検査】
ｲ)　監査の実施中に識別された特別な検討を必要とするリスク及び当該リスクに対する対応【平成 21 年度検査】
ｳ)　監査報告書の適切性【平成 22 年度検査】

８．品質管理のシステムの監視

（１）品質管理のシステムの日常的監視

・　日常的監視について、監視項目ごとの手続、範囲、基準が定められていないほか、実施手続の内容、実施結果等が文書化されておらず、最高経営責任者等への伝達も行われていない。【平成 22 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93・101・104 項）

・　監査法人所定の報告書に、日常的監視の結果発見された不備の影響の評価、是正措置の必要性の判断やその根拠等が記載されていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 101・104 項）

・　監査契約の更新について日常的監視が実施されていない。【平成 22 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93 項）

（２）監査業務の定期的な検証

・　定期的な検証について、以下のとおり、不備がみられる。【平成 22 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 94・97・101 項）

ｱ)　定期的検証の計画について、実施時期やサイクル等を決定していない。

ｲ)　リスク・アプローチに基づく監査計画の策定等に不備が発見されたにもかかわらず、当該不備の内容を監査実施者等に対し伝達していない。

ｳ)　定期的検証の結果発見された事項が業務執行社員及び社員会等に報告されていない。

・　監査業務の定期的な検証を行ったとしているが、当該検証は、進行中の業務について期末日以前に行われたものであり、完了した監査業務を対象としていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 10 項（２））

・　定期的検証担当者は、定期的検証を実施する際、監査チームに口頭で実施した監査手続を確認するだけで、監査調書の検証を行っていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・91 項）

・　定期的検証の結果、発見された不備の影響が評価されていないほか、発見された不備に関する改善措置が策定されていない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 97 項）

９．共同監査

・　共同監査人の品質管理のシステムが共同監査の品質を合理的に確保するものであることを確認したとしているが、確認した内容及び結論を記録していない。【平成 21 年度検査】
（品質管理基準委員会報告書第 1 号第 113 項）